

生活習慣病の予防を！特定健診について

新型コロナウイルス感染症の影響による運動不足などで、ここ数年は生活習慣が乱れがちだという方もいらっしゃると思います。**特定健診**は生活習慣病の兆しがないか確認するために効果的です。生活習慣病を放置したままにすると、脳梗塞・心筋梗塞・がんなど大きな病気に罹患しやすくなるとされています。最低でも年一回は健診を受け、生活習慣病を予防するよう心がけましょう。

特定健診(健康診断)の受診方法について

1. 「特定健診受診券」を使って受診する

組合から発行される受診券(毎年4月に自宅宛てに郵送)を使用する方法です。受診する施設を決めたら直接ご予約のうえ、受診してください。(組合HPにて受診施設一覧をご確認いただけます)



2. 組合の「契約健診施設」で

人間ドック等の健診を受ける

契約健診施設で1万円(税込)以上の健診を受けると「人間ドック等補助金」を利用できます。当日窓口での支払い時に資格区分に応じた補助金額が差し引かれるので、補助金の申請が不要になるメリットがあります。



3. 組合の「契約健診施設以外」で

人間ドック等の健診を受ける

契約健診施設以外の施設で1万円(税込)以上の健診を受けると、後日「人間ドック等補助金」を申請できます。資格区分に応じた補助金額が支給されます。





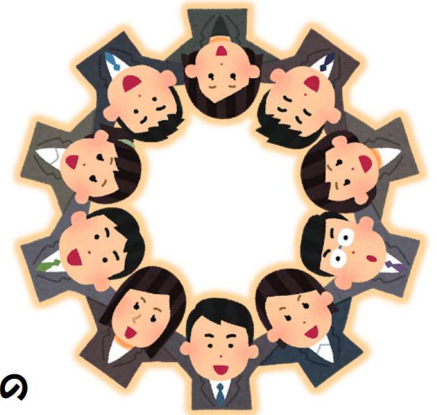
4. 組合の巡回健診を受ける

特定健診の対象者は「基本項目」を無料で受けられるメリットがあります。その他オプション項目も充実しています。(詳細は組合HPをご覧ください)

※今年度の巡回健診は終了しております。

5. 支部で実施している健診等で受ける

支部で独自に健診等を実施している場合もあります。
詳しくは各支部へお問い合わせください。



※2.で支払い時に補助金を使用しなかった方、3.で健診を受けた方は
健診施設から健診結果が組合へ送付されないため、個別で健診結果のご提出をお願いしております。

※5.については、支部によって健診結果を取りまとめて組合へ提出いただける場合があります。
(詳細は各支部へご確認ください)

特定健診を受診後 ご提出いただくもの

【健診結果票のコピー】

または

【特定健診データ入力シート(問診・健診項目が記入済みのもの)】

※特定健診データ入力シートは組合HPよりダウンロードいただけます。

※補助金申請時に健診結果の提出がない場合は、健診結果の個別提出をお願いしております。

特定健診を受診した場合や、組合の「契約健診施設」で人間ドック等を受診・補助を利用した場合、
当組合が締結している契約に基づき、健診結果が組合へ送付されます。
当該契約により収集された健診結果等の情報は、組合で適正に管理し、集計・分析・特定保健指導・
受診勧奨等の保健事業の目的で使用します。なお、**健診を受けて「基本項目」を満たした場合は、
特定健診を受診したとみなすことができます。**

作成：関東信越税理士国民健康保険組合
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1
TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。

